

令和2年2月 農業委員会総会

1. 開会日時  
閉会日時

令和2年2月25日(火) 9時00分  
令和2年2月25日(火) 10時00分

2. 場 所

川棚町中央公民館講習室

3. 農業委員

1番 2番 3番  
4番 5番 6番  
7番 8番 10番  
11番 12番 13番

4. 最適化推進委員

14番 16番 17番  
18番 19番

(欠席 15番 )  
(遅刻 なし )  
(早退 なし )

5. 議事録署名人

5番 13番

6. 付議事件

- ・議案第16号 農地利用集積計画の決定について
- ・議案第17号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

7. 協議事項

- ・川棚町賃借料状況について
- ・春の農作業標準賃金について

8. 報告事項

- ・行事報告
- ・合意解約契約について
- ・農業委員会改選公募状況報告

9. その他

- ・「ながさき農業委員会1・1・1運動」活動事例報告書
- ・農地転用地等の現地パトロール (町内巡回説明1時間30分)  
10時10分出発

令和2年2月 農業委員会総会

事務局長

「ただいまから、令和2年2月の農業委員会を開催します。」

(総会成立要件)  
(過半数以上の出席)

「本日は〇〇委員が欠席です。委員13名中12名の出席ですので、総会は成立している事をご報告します。また本日は推進委員、5名にも出席いただいております。また、本日は農地パトロールを予定しております。開会に当たりまして、会長からご挨拶をお願いします。」

会長

(挨拶)

「それでは報告事項の報告及び次回総会等の開催日の提案を事務局からお願いします。」

事務局長

「それでは報告事項1番、2月の行事及び3月の予定についてご報告いたします。(各報告)」「次回現地調査日を3月19日、総会開催日を3月25日とすることをご提案いたします。」

会長

「ただいま、事務局から次回の現地調査及び総会開催予定日の提案がありましたがいかがでしょうか。」

全委員

(異議なし)

会長

「それでは次回の現地調査の日程を3月19日、総会開催日を3月25日といたします。」

「次回の調査委員は〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員としますのでよろしくをお願いします。」

会長

「これより本日の会議を開きます。なお、議事に入ります前に議事録署名人を指名いたします。議事録署名人を〇〇委員と〇〇委員にお願いいたします。」

「それでは、議案第16号 農地利用集積計画の決定について審議行います。事務局から議案の説明をお願いします。」

なお、この案件は〇〇委員が当事者となっておりますので、議事に参与できないことになっておりますので、審議が終了するまで退室をお願いします。(〇〇委員退室)

会長	事務局から議案の朗読及び説明をお願いします。」
事務局	<p>(議案朗読及び説明)</p> <p>2ページをお開き下さい。</p> <p>(議案説明)</p> <p>「以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。」</p>
会長	「ただいま事務局から説明がありました、議案第16号の農地利用集積計画の決定について申請については、それぞれ、委員からの説明を受け、質疑を受けた後に採決に入りたいと思います。」
会長	「まず、調査委員より説明をお願いします。」
委員	<p>「2番、〇〇です。2月20日に私と〇〇委員と〇〇委員、〇〇委員と〇〇推進委員と事務局2名と〇〇〇〇さん本人とで現地調査をいたしました。ここは、昔から〇〇さんが小作をしていた場所に、アスパラのハウスを数年前に建てられた所であります。〇〇〇〇さんは、〇〇さんの親戚で甥にあたり、〇〇さんの父親が亡くなって2年目になりますが、〇〇さんは農業もしたことが無く、場所もあまり詳しくはわからないと言う事で、売買をしたいと言う事でした。</p> <p>私も相談を受けて、金額的な事にも間に入り協議の結果、売買になりました。内容は、今もりっぱなハウスが建ってアスパラの管理をされておりますので、何も問題はないと思います。以上です。」</p>
会長	「続いて、地元委員〇〇委員より説明をお願いいたします。」
委員	<p>「8番、〇〇です。〇〇委員より詳しく説明があったとおりで、〇〇地区の中間管理機構にかけている地区であります。</p> <p>〇〇さんもアスパラを大きく手掛けているので何ら問題はないと思います。」</p>
会長	「続いて、地元推進委員 〇〇推進委員から説明をお願いします。」
推進委員	「17番、〇〇です。先程、詳しく説明がありましたが、〇〇〇

	<p>さんがこの農地の隣接地に別のハウスも耕作をされて頑張っておられますので特に問題はありません。」</p>
会長	<p>「それでは、これより議案第16号 農地利用集積計画の決定について質疑を行います。質疑等ございませんか。」</p>
全委員	<p>「異議なし」</p>
会長	<p>「異議なく質疑など無いようですので、採決に移ります。 議案第16号、農地法第5条について許可することにご異議ございませんか。」</p>
全委員	<p>「異議なし」</p>
会長	<p>「異議なしと認めます。よって議案第16号 農用地利用集積計画の決定については、許可することに決定します。 それでは、審議が終了しましたので〇〇委員の入室を認めます。」</p> <p>(〇〇委員入室)</p>
会長	<p>「続いて、議案第17号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について審議を行います。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。」</p>
事務局	<p>(議案説明)</p>
会長	<p>「これより質疑を行います。質疑等ございませんか。」</p>
委員	<p>「4番、〇〇です。〇〇地区の10ページですが、〇〇では結構耕作をされず、今回のように非農地通知を貰ってそのまま地目変更をされない方がいますが、これはそのままでもよろしいのでしょうか。」</p>
事務局	<p>「家についている農地、家が農家では無く、家を買いたいのに農地も一緒についてくるので購入出来ないと言うような事例がこれから発生するという事があり得ると予想します。 近隣の町では、農家との相対とかで登録をしていると1㎡以上</p>

事務局	から買いたいときには購入できるという事ができるような制度もあるようです。その辺りも〇〇〇も検討していく必要があると思います。ただ、1㎡となるとまったく誰でも農地を購入できるという風な形になるのでいろいろな問題はあるかと思います。」
会長	「その問題については、一昨年の農地法の下限面積を変更しようかと提案があったと思いますが。」
事務局	「昨年、5アールに変更をしました。その前は2反を1反、その後5アールとなった次第です。借りやすくなったと思います。」
会長	「借りる面積を少なくすることで、空き家対策が進むようにするためにもこれから考えていかなければならないことです。」
委員	「宅地に付随する農地は、仮登記をしておけば、良いと聞いた事がありますが。」
事務局	「仮登記をしても、基本的にはきちんと農家は転用の申請を提出しなければなりません。その結果を基にしないと仮登記しても、何年かしてと言う事にはなりません。」
委員	「〇〇の場合、仮登記したのをそのまま転用したのがありましたよね？」
事務局	「転用の場合は、転用の許可の申請書を持っていると、そのまま仮登記してあると言うのはあります。基本的に、まず農地の転用をかけると言う事です。問題は、仮登記と言うのは、農家ではない人が借りたいとか、将来的に何かをしたいと言うことで、農家じゃないから、その土地を買えないので仮登記をする、例えばそのまま放置してあった農地を非農地にして通知書をもって法務局で仮登記をするといった事が出来る場合もあります。」
会長	「ほかに質疑などないようですので、議案第17号、の別紙に記載の土地については「農地」に該当しないとする事でよろしいでしょうか」
全委員	「異議なし」

<p>会長</p>	<p>異議なしと認めます。よって、議案第17号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断については、「農地」に該当しないとすることといたします。」</p> <p>「以上ですべての議案の審議を終了しました。」</p> <p>「続いて、報告事項、協議事項に移ります。事務局よりお願いします。」</p>
<p>事務局</p>	<p>協議事項</p> <p>報告事項2番 農地の合意解約について</p> <p>報告事項3番 川棚町賃借料状況について</p> <p>協議事項1番 春の農作業標準賃金について</p>
<p>事務局</p>	<p>その他</p> <p>農業委員会改選公募状況報告について</p> <p>農地パトロールの実施について(10時10分:公会堂前出発)</p>
<p>会長</p>	<p>「以上をもちまして令和2年2月の農業委員会総会を終了いたします。」</p> <p style="text-align: center;">会 長</p> <p style="text-align: center;">議事録署名人</p> <p style="text-align: center;">議事録署名人</p>